

吹田市立岸部市民センター多目的ホール舞台吊物機構修繕
特記仕様書

(修繕名称)

吹田市立岸部市民センター多目的ホール舞台吊物機構修繕

(修繕場所)

吹田市立岸部市民センター

(期 間)

令和 8 年 9 月 1 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日

作業実施日は施設管理者と相談すること。

(修繕範囲)

対象設備：吹田市立岸部市民センター 多目的ホール舞台吊物機構

修繕内容については、別紙 1 のとおりとする

対象設備が正常に作動するよう調整・確認すること。

「一般共通事項」

(仕 様)

本修繕は本特記仕様書により行い、特記仕様書に記載されていない事項は全て標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）最新版によるものとする。ただし、優先順位は下記による。

- 1 本特記仕様書 2 標準仕様書

(官公署その他への手続き)

修繕に必要な官公署その他への手続きは全て請負者が代行して遅滞なく行い、これに要した費用は全て請負者の負担とする。

(修繕写真)

修繕着手前、修繕中、完成時、事故発生時及び監督員の指示する場所を撮影し提出すること。（カラーサービス版を A-4 判修繕写真帳に整理）

(修繕報告)

監督員の指示するものを提出すること。

(修繕搬入路)

修繕搬入路は監督員及び当施設担当者と十分打合わせをし、良好な維持管理を行なうこと。ただし、維持管理復旧に要する費用は一切請負者の負担とする。

(修繕取り合い)

既設建物と本修繕との取り合い、納まり等図示なき部分も遺漏なきよう施行すること。

施設等で本修繕によって支障が生じる場合は監督員の指示により養生または移設し現状復旧すること。

(解体材及び発生材)

修繕によって発生した解体材、発生材は請負者の責において処分すること。また、産業廃棄物については廃棄処分証明書を提出すること。

(警備安全)

本修繕期間中は来館者、通行人、一般車両等に迷惑のかからないよう配慮し、十分な安全管理を行なうこと。ただし、万一被害を与えた場合は請負者の負担において解決のこと。

(提出書類)

- | | | |
|---|---------------------------|-----|
| 1 | 工程表 | 1 部 |
| 2 | 着手届 | 1 部 |
| 3 | 写真（カラーサービス判ネガ共データ CD・R 可） | 1 部 |
| 4 | その他監督員の指示するもの | |

項	品名・仕様		数量
	ワイヤ、滑車、ランナー、吊金具等取替		
1	カスミ幕2	カム式リミットスイッチ	1.0組
2	カスミ幕2	開閉装置(レール、ランナー含む)	1.0組
		リミットスイッチ	1.0組
		ワイヤロープ φ3	30.0m
3	袖幕	開閉装置(レール、ランナー含む)	1.0組
		リミットスイッチ	1.0組
		ワイヤロープ φ3	40.0m
4	引幕	開閉装置(レール、ランナー含む)	1.0組
		リミットスイッチ	1.0組
		ワイヤロープ φ3	50.0m
5	カスミ幕3	ワイヤロープ φ3	5.0m
		吊金具	3.0組
6	カスミ幕4	ワイヤロープ φ3	5.0m
		吊金具	3.0組
7	ボーダーライト	枝滑車	3.0台
		ワイヤロープ φ4	30.0m
		吊金具	3.0組
8	サスペンションライト	枝滑車	3.0台
		ワイヤロープ φ4	30.0m
		吊金具	3.0組
9	ホリゾンライト	枝滑車	3.0台
		ワイヤロープ φ4	30.0m
		吊金具	3.0組
10	ボタン1	枝滑車	3.0台
		ワイヤロープ φ4	30.0m
		吊金具	3.0組
11	ボタン2	枝滑車	3.0台
		ワイヤロープ φ4	30.0m
		吊金具	3.0組
12	スクリーン	枝滑車	2.0台
		ワイヤロープ φ3	15.0m
13	ホリゾン幕	カム式リミットスイッチ	1.0組
14	はね上げ舞台	リミットスイッチ	1.0組
		ワイヤロープ φ6 G種	20.0m